

阿久澤利明教授
退任記念号



阿久澤 利明教授 近影

阿久澤先生のご退任に寄せて

杏林大学総合政策学部長

大川 昌 利

阿久澤利明先生は平成二十八年度末をもって、杏林大学総合政策学部を定年退職された。杏林社会科学研究所の本号は、先生の30年以上の長きに亘る杏林大学総合政策学部への多大なご貢献に対する感謝の思いを込めて、退任記念号とさせていただくこととした。

阿久澤先生は、慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程修了後、幾つかの大学で非常勤講師を務められ、1984年、杏林大学の社会科学部創設とともに専任講師に就任された。その後、1988年に助教授、そして1994年には杏林大学社会科学部（その後総合政策学部へ改組）教授に就任され、爾来、ご退任まで大学院国際協力研究科教授を兼任されつつ大学及び大学院における数々の要職を歴任された。また、杏林学園全体の理事や評議員としても活躍され、学部草創期から今日まで、学園の発展のために骨身を惜しまぬご尽力をいただいた。

阿久澤先生のご専門は民法、特に財産法と労働法、そしてこれら諸法の基礎にある団体法であり、これに関連する理論を歴史的に形成してきたドイツ法分野である。浅学菲才の門外漢である小生にはその深甚なる体系の理解など及びもつかぬ領域であるが、現代の株式会社や労働組合・労使関係等にも脈々と流れ続ける基礎理論と聞けば、ローマ法以来の人類の思考を背景にして時代の歴史的要請を汲み入れつつ発展してきた法の世界をさらに未来へと切り拓いていく知的営為として理解され、阿久澤先生のご研究の意義が如何に大きいかが感得されるのである。

そうした阿久澤先生のご研究が法学者としての緻密な理論構成や厳密な解釈によって支えられていることも法律学の他の先生方からは良く伺う。

同席させていただいた教授会や倫理審査委員会等でも、阿久澤先生の一点一画たりとも曖昧にしない議案内容の厳格な解釈が、しばしば同席者の驚愕を誘ったことも懐かしい思い出である。

先生はご退任の前年に病を患われ、時に講義を休講にされたり、演習を中断されたりはやむなきに至ったこともあった。しかしながら、ご退任直前にはお元気な姿で学生への最終講義や学部専任教員への退任記念講演をこなされ、こうした場では、長くご研究された「権利能力なき社団」について熱く語られるとともに、我々後学の輩に学部の将来のために尽力するよう暖かい激励の言葉をいただいた。幸い、最近の先生からのご連絡では、体調もかなり回復され、ドイツ留学時代の恩師を訪ねる計画を練っておられるとのことであり、誠に喜ばしい限りである。

厳しくも暖かい阿久澤先生のご指導ご鞭撻に浴してきた杏林大学の法学系の教員諸氏の論文を集め、ここに杏林大学社会科学研究所の阿久澤先生ご退任記念号を発行することになった訳であるが、学部長としては、学部に対する先生の長年のご貢献に対する感謝の証としてご高覧いただきたいと念ずるとともに、これら教員諸氏の研究成果が今後益々発展を遂げ、阿久澤先生のご業績に少しでも近付くことを期待するばかりである。